

京都府城陽市  
令和5・6年度（2023・2024年度）  
入札参加資格審査申請の手引き  
【建設工事】  
目次

項目		頁数
○申請書提出区分		1
○申請できる者の資格		
○提出方法		
1	年間委任状	2
2	使用印鑑届	
3	印鑑証明書	
4	営業所一覧表	
5-1	「法人」の場合に必要な証明書類	3
5-2	「個人事業主」の場合に必要な証明書類	
6	建設業許可証明書等	
7	工事経歴書	
8	技術者名簿	4
9	城陽市税納付状況等調査同意書	
10	消費税及び地方消費税の納税証明書	
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	
12	城陽市の水道料金及び下水道使用料の納付状況について	

京都府城陽市 総務部 管財契約課 契約検査係

○ 申請書提出区分

城陽市における入札参加資格審査申請の受付区分は次の3区分です。希望する業種に応じた区分に申請してください。

【建設工事】	【建設コンサルタント等】	【物品供給等】
	測量 建築関係建設コンサルタント 土木関係建設コンサルタント 地質調査 補償関係コンサルタント その他のコンサルタント	全ての物品供給 【建設コンサルタント等】に該当しない業務※ 労働者派遣 ※【建設コンサルタント等】申請書類中「希望する業務表」で該当しない業務

この手引きは【建設工事】に対応しています。

○ 申請できる者の資格

- (1) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 城陽市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。（詳細は4頁を参照）
- (3) 城陽市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。（詳細は4頁を参照）
- (4) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (5) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の審査基準日が、本市入札参加資格審査申請日前1年7か月以降にあること。
- (6) 前項の経営事項審査について総合評定値Pを取得していること。
- (7) 資格審査申請日時時点で最新の経営事項審査において、審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高を有すること。ただし、城陽市内に本店を置く業者を除く。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。  
 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の社会保険等について、「無」の場合は申請できません。

○ 提出方法

- (1) インターネットを利用した電子申請。紙での提出は不要。  
<https://bid-entry.com/>
- (2) 公営企業（城陽市上下水道部）に別途申請は不要。

## 1 年間委任状

### (1) 要否

支店等で入札、見積、契約、代金の請求及び受領をするため、受任者を設ける場合のみ必要です。受任者を設けない場合は不要です。

### (2) 作成方法等

本市独自様式の使用を原則とします。

「受任者の印」は、使用印鑑届において届ける使用印を押印してください。

## 2 使用印鑑届

入札・見積、契約締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を届けるものです。

「実印」欄には、実印（法務局／市町村長が証明する代表者の印鑑）を押印してください。

「使用印」欄には、実印を使用印鑑として使用する場合は実印を、実印以外の代表者印を使用する場合はその印を押印してください（受任者を設ける場合は受任者印が使用印となります。）。また、原則として複数の印を押印しないでください。複数の印を押印される場合は、複数一対を使用印として承認するため、本市との取引等において、複数の印のいずれかが不足して押印された書類は無効とします。

「使用印」は、役職名又は氏名等が表示されたものに限り、（会社名だけの印鑑、役職名又は氏名等が合致しない印は不可）「受任者欄」は、受任者を設けた場合に限り記入してください。

なお、実印を使用印鑑とする場合も、使用印鑑届を提出してください。

## 3 印鑑証明書

「法人」は、代表者の印鑑証明書（法務局発行）、「個人」にあつては、本人の印鑑証明書（市町村発行）を提出してください。

原則として、いずれも発行後、3ヶ月以内のものに限り、

## 4 営業所一覧表

国土交通省統一様式や、本市様式に準じた独自様式の使用を認めます。

最上段には、本店等について記載してください。

受任者を設ける場合は、原則として受任支店等を2段目に記載してください。

なお、本社以外に営業所を有しない場合も営業所一覧表を提出してください。

### 5-1 「法人」の場合に必要な証明書類

商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）が必要です。

原則として、発行後3ヶ月以内のものに限り、

## 5-2 「個人事業主」の場合に必要な証明書類

身元証明書（外国人住民の場合は「住民票の写し」）が必要です。

原則として、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

- ・日本国籍を有する方の場合

### 身元証明書

日本国籍を有する方は、本籍地の市町村役場に申請してください。

ただし、市町村役場によって、証明される項目が異なりますのでご注意ください。

本籍が城陽市の場合は、市民課で「身分証明書」を申請してください。

（本人以外の方が申請する場合は委任状が必要です。）

- ・日本国籍を有しない方（外国人住民）の場合

### 住民票の写し

日本国籍を有しない方は、住所地の市町村役場で申請してください。

住所地が城陽市の場合は市民課で「住民票の写し」を申請してください。

（本人及び本人と同一世帯に属する家族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。）

## 6 建設業許可証明書等

資格審査申請日経営事項審査における審査基準日以降に発行された建設業法第3条に基づく建設業許可証明書（許可業種の記載があるもの）、または、建設業許可通知書を提出してください。

許可の有効期限が経過していて更新申請中の場合は、建設業許可申請書（様式第1号）及び同号別表を添付してください。

## 7 工事経歴書

「工事経歴書」下部の【注】に従って作成してください。

なお、国土交通省統一様式をもって本様式に代えることができます。

## 8 技術者名簿

建設業法施行規則様式第25号の11別紙2にあたります。

経営事項審査時以降、減員が生じた場合は減員した者を取消線で抹消し、増員が生じた場合は増員した者を加入のうえ雇用を確認できる書類（健康保険被保険者証等）を添付（技術職員等の場合は資格を証する書類も併せて添付し、添付できない場合は加入しないこと）すること。

## 9 城陽市税納付状況等調査同意書

### (1) 概要

入札参加資格審査申請にあたり、城陽市税の納付状況等を調査させていただきます。  
滞納がある場合、入札参加資格の取消又は指名停止となりますので、納期内納付にご協力をお願いします。

### (2) 調査事項

法人は本店（受任者を設ける場合はその支店等のみ）、個人事業主は代表者個人を対象とした、城陽市税を滞納していないこと。

※城陽市が課税する税目の全てが対象となります。市・府民税（個人事業主のみ）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税のうち、該当する税目をご確認ください。該当する税目がない場合は対象外となりますので、同意書の提出は必要ありません。

なお、法人府民税や法人事業税等の納付状況は要件としていません。

## 10 消費税及び地方消費税の納税証明書

現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に、完納（未納がない）されている証明書（その3の3：法人用、その3の2：個人用）を請求してください。

原則として、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

## 11 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

建設業法第27条の29第1項の規定に基づく、資格審査申請時における直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日〔決算日〕から1年7ヶ月を経過していないもの）の写しを提出してください。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は総合評定値Pの記載のあるものとしてください。

なお、提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が本市登録予定日（定期受付期間中に受け付けたものにあつてはその年の4月1日）において、有効期限を経過する場合には、本市登録予定日までに有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出がなければ、資格承認できない場合がありますのでご注意ください。

## 12 城陽市の水道料金及び下水道使用料の納付状況について

### (1) 要件

城陽市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

### (2) 要件の対象者

城陽市に水道の利用者名義を有する者（入札参加資格申請をする者が法人の場合は法人名義のもの、個人事業主の場合は個人事業主名義のもの。）

### (3) 対象となる事業所等

城陽市内に所在する事業所等で、水道の利用者名義の対象になっているもの。  
なお、城陽市内に複数の事務所等を有する場合は、その全ての事務所等が対象となります。ただし、工事現場等における臨時栓については対象となりません。

### (4) 留意事項

本要件を満たしていることを確認するための証明書の提出は不要です。

また、水道料金及び下水道使用料の「分納承認」を受けた者は、本要件を満たしていることとして取り扱います。